

真川測站 (1)											
番	號	所在	所有主	地目	項路	規	標	定	測	地	考
景	第	富山縣越中郡新川郡五山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年五月二十七日	明治十年八月二日	明治五年九月二十三日	陸軍王兵衛
景	第	富山縣越中郡新川郡五山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年五月二十七日	明治十年八月二日	明治五年九月二十三日	陸軍王兵衛
景	第	富山縣越中郡新川郡五山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年五月二十七日	明治十年八月二日	明治五年九月二十三日	陸軍王兵衛

佐布谷測站 (26)											
番	號	所在	所有主	地目	項路	規	標	定	測	地	考
景	第	富山縣越中郡新川郡大山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年七月二日	明治五年七月二十二日	明治五年十月八日	陸軍王兵衛
景	第	富山縣越中郡新川郡大山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年七月二日	明治五年七月二十二日	明治五年十月八日	陸軍王兵衛
景	第	富山縣越中郡新川郡大山村	國郡村	山林	山形	三	花崗石	明治四十年七月二日	明治五年七月二十二日	明治五年十月八日	陸軍王兵衛

柴崎測量官が劍岳周辺の測量時に作成した点の記
 上は真川（景1）、下は佐布谷（景26）。劍岳は（景27）で作成する予定であったが、三角点を埋設しなかったため作成していない。